

9 特許を受けようとする者が第二項

の規定による通知を受ける前に、その通知を受けた場合に執るべき手続を執つたときは、経済産業省令で定める場合を除き、当該手続は、その通知を受けたことにより執つた手続とみなす。

(先の特許出願を参考すべき旨を主張する方法による特許出願)

第三八条の三 特許を受けようとする

者は、外国語書面出願をする場合を除き、第三十六条第一項の規定にかかわらず、願書に明細書及び必要な図面を添付することなく、その者がした特許出願（外国においてしたものも含む。以下この条において「先の特許出願」という。）を参考すべき旨を主張する方法により、特許出願をすることができる。ただし、その特許出願が前条第一項第一号又は第二号に該当する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する方法により特許出願をしようとする者は、その旨及び先の特許出願に関し経済産業省令で定める事項を記載した書面を当該特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

(組物の意匠)

第八条 同時に使用される二以上の物

品、建築物又は画像であつて経済産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、「意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

(団体商標)

第七条 一般社団法人その他の団体（法

人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人は、その構員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。

2 前項の場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「自己」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

3 第一項の規定により団体商標の商標登録を受けようと/orする者は、第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が第一項に規定する法人であることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。

(内装の意匠)

第八条の一 店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさるとときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。